

長崎市告示第268号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により指定区域を指定するので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年5月9日

長崎市長 田上富久



1 指定区域の内容

整理番号	整-R4-1
指定年月日	令和4年5月9日
指定番号	産-5号
指定区域の所在地	長崎市現川町2246番の一部 長崎市現川町2247番3 (別添平面図のとおり)
埋立地の区分	廃止の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地

※指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施工方法、着手方法及び着手予定日等の事項を市長に届け出ること。

2 指定区域台帳の閲覧

指定区域の詳細については、指定区域台帳で確認すること。

【指定区域台帳の閲覧場所及び時間】

長崎市環境部廃棄物対策課（長崎市役所別館4階）

午前8時45分から午後5時30分まで

（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）